



Japan Tax Update

2026 年度税制改正大綱 速報

December 2025

In brief

2025 年 12 月 19 日、自由民主党および日本維新の会(与党)より令和 8 年度税制改正大綱(以下、「2026 年度税制改正大綱」)が公表されました。

https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/212129_1.pdf

2026 年度税制改正大綱は、足元の物価高への対応として基礎控除等の引上げ、そして「強い経済」の実現に向けた措置として新たな設備投資促進税制の創設、研究開発税制の拡充等が盛り込まれています。また、各種の租税特別措置については廃止を含めたメリハリの明確化が図られ、税負担の公平の観点からは国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化、高所得者への所得税負担の適正化、相続等における不動産評価の見直し等も行われます。

本ニュースレターでは 2026 年度税制改正大綱の中から主要な改正事項について、以下 5 つの項目に分けて概要を説明します。

1. 法人課税
2. 国際課税
3. 消費税等
4. 個人課税
5. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

なお、今後の与野党協議および国会における改正法案の審議の過程において、改正項目の修正・追加・削除などが行われる可能性がありますので、ご留意ください。また、各項目の末尾のページ番号は、2026 年度税制改正大綱の該当ページとなります。

In detail

1. 法人課税

(1) 政策税制

- ① 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設(p.86)

企業の大胆な設備投資に向けた税制支援措置として、特定生産性向上設備等投資促進税制が創設されます。産業競争力強化法に基づく設備投資計画の確認を受け、設備投資を行った場合に即時償却又は税額控除(4%又は7%)の適用を受けることができます。

項目	概要
基本となる適用要件	<ul style="list-style-type: none"> 特定生産性向上設備等を経済産業大臣による確認日以後 5 年以内に取得、事業供用すること
税制措置 (いずれか選択適用)	<ul style="list-style-type: none"> 即時償却 税額控除 7%(建物・付属設備・構築物については 4%)、控除上限は法人税額の 20%
特定生産性向上設備等	<ul style="list-style-type: none"> 産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたもの <ul style="list-style-type: none"> ① 投資計画における設備投資額が 35 億円以上(中小企業者等については 5 億円以上) ② 投資計画における年平均の投資利益率(見込)が 15%以上 ③ 投資計画に必要な資金調達手段が記載されている ④ 投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること ⑤ 生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等
対象資産	<ul style="list-style-type: none"> 機械装置、工具、器具備品、建物、建物付属設備、構築物、ソフトウェア <ul style="list-style-type: none"> ※ 事務用器具備品、本店・寄宿舎棟の建物、福利厚生施設等は該当しない 一定規模以上のものであること <ul style="list-style-type: none"> 機械装置は 160 万円／台、工具及び器具備品は 120 万円／台(40 万円／台かつ合計 120 万以上でも可)、建物は 1,000 万円、建物付属設備は 120 万円(60 万円かつ合計 120 万円でも可)、ソフトウェアは 70 万円／本
控除限度超過額	<ul style="list-style-type: none"> 3 年間の繰越しが可能 <ul style="list-style-type: none"> ※ 一定の産業競争力強化法の計画認定、経済産業大臣の確認が必要
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特定税額控除等の不適用措置の適用対象 地域未来投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制・中小企業経営強化税制との重複適用は不可 戦略分野国内生産促進税制における投資金額(控除上限)との重複は不可

② 研究開発税制の拡充と見直し(p.88)

研究開発税制について、戦略技術領域型の新設、一般型やオープンイノベーション型の見直し、一定の海外委託試験研究費を対象外とする見直しが行われます。

類型	改正概要
戦略技術領域型 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> 産業技術力強化法の重点計画開発計画について 2029 年 3 月 31 日までに認定を受けることが必要であり、認定日から 5 年経過日までが適用期間 重点産業技術試験研究費の 40%、特別重点産業技術試験研究費の 50% の税額控除 重点産業技術とは、AI、先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙に関する技術で一定の基準に該当するもの 控除上限は法人税額の 10% 3 年間の繰越控除が可能(控除年度において試験研究費が前期比増加していることが必要) 一般型・オープンイノベーション型・中小企業技術基盤強化税制との重複適用は不可
一般型	<ul style="list-style-type: none"> 増減試験研究費割合に応じた税額控除率を見直しつつ、税額控除率の上限を 14%とする特例を 3 年延長 増減試験研究費割合に応じた控除上限の変動措置について見直しつつ(上限±5%は不变)、3 年延長 売上に対する試験研究費割合が 10%超の場合の税額控除率の特例および控除上限の上乗せ特例を 3 年延長
オープンイノベーション型	<ul style="list-style-type: none"> 一定の大学については、試験研究費の額について監査を不要化(手続きの簡略化) 一定の医薬品に関する試験研究費について、戦略技術領域型との重複適用は不可 高度研究人材の活用に関する試験研究費の対象範囲の拡充
海外委託試験研究費	<ul style="list-style-type: none"> 海外委託試験研究費については、支出額の 50%相当額(現行:100%)を税額控除対象とする <ul style="list-style-type: none"> ※2026 年度は 70%、2027 年度は 60%、2028 年度以降は 50% なお、医薬品等の臨床試験にかかる海外委託試験研究費は、現行維持

③ 賃上げ促進税制の廃止・見直し(p.94)

賃上げ促進税制について、中小企業向けの措置以外は制度が廃止され、教育訓練費の上乗せ措置の廃止の見直しが行われます。

類型	改正概要
全企業向け(大企業向け)	<ul style="list-style-type: none"> 2026年3月31日をもって制度廃止
中堅企業向け	<ul style="list-style-type: none"> 2027年3月31日をもって制度廃止 2026年度については、適用要件の厳格化(原則適用の場合の賃上げ率3%⇒4%、上乗せ適用の場合の賃上げ率4%⇒5%・6%)および教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止
中小企業向け	<ul style="list-style-type: none"> 教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止

④ 特定税額控除規定の不適用措置等の見直し(p.95)

大企業に係る特定税額控除規定の不適用措置は、下記の見直しの上で2029年3月31日まで延長されます。

項目	改正概要
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発税制の戦略技術領域型を追加
賃上げに係る要件	<ul style="list-style-type: none"> 継続雇用者給与等支給額の前期比増加割合を1%以上(現行:前期を超えること)とする 一定の大企業に該当する場合の前期比増加割合を2%以上(現行:1%以上)とする
その他	<ul style="list-style-type: none"> 地域未来投資促進税制およびカーボンニュートラル投資促進税制については、賃上げ要件と国内設備投資額要件の両方(現行:いずれか一方)を充足しない場合に不適用措置の対象とする

また、戦略分野国内生産促進税制の不適用措置について、賃上げ要件を2%以上(現行:1%以上)とし、賃上げ要件と国内設備投資額要件の両方(現行:いずれか一方)を充足しない場合に不適用措置の対象とされます。

⑤ オープンイノベーション投資促進税制の拡充(p.95)

オープンイノベーション投資促進税制は、下記の見直しの上で適用期限が2年延長されます。

項目	改正概要
新規出資型の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者以外の法人が取得をする内国法人の株式の取得価額要件を2億円以上(現行:1億円以上)に引き上げ 特別勘定を設けている又は設けていた株式と同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式をこの措置の対象から除外
M&A型の見直し (一括取得)	<ul style="list-style-type: none"> 取得価額要件を7億円以上(現行:5億円以上)に引き上げ 特別勘定に係る特定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、特別勘定を設けている法人を合併法人とし、発行法人を被合併法人とする合併が行われたときは、被合併法人に係る特別勘定は、合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して益金算入 M&A型(分割取得)により特別勘定を設けている又は設けていた株式と同一の銘柄の株式の取得をする場合は、M&A型(一括取得)の対象から除外
M&A型の拡充 (分割取得)	<ul style="list-style-type: none"> 発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得の日から3年以内に発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなることが見込まれるもの(その取得の直前において発行法人の総株主の議決権の過半数を有するものを除く。)を追加 特定株式の取得価額の20%以下の金額を特別勘定の金額として経理した場合には、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入 特定株式に係る取得価額の上限は200億円、取得価額要件は3億円 取得から3年経過しても議決権の過半数を有しなかった場合は特別勘定の取崩し(益金算入)をするなどの取崩し事由を設定 2023年4月1日以後に新規出資型により特別勘定を設けている又は設けていたものと同一の銘柄の株式の取得をする場合は、M&A型(分割取得)の対象から除外

⑥ カーボンニュートラル投資促進税制の見直し(p.102)

カーボンニュートラル投資促進税制について、要件の一つである炭素生産性向上率の引上げ、特別償却率及び税額控除率の引下げ等の見直しの上で、適用期限が2年延長されます。

⑦ パーシャルスピンオフ税制の見直し(p.106)

パーシャルスピンオフ税制(認定株式分配に係る課税の特例)について、2026年4月1日以後に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは株式分配に該当することとされます。また、下記の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとなります。

要件概要
<ul style="list-style-type: none">・ 法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付・ 現物分配の直後に法人が有する完全子法人の株式の数は発行済株式の総数の20%未満・ 適格株式分配と同様の非支配要件、特定役員継続要件及び従業者継続要件に該当・ 法人及び完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして一定の要件を満たすことであること

⑧ 地方拠点強化税制の見直し(p.98)

地方拠点強化税制のうちいわゆるオフィス減税(特定建物等取得)について、一定の見直しの上で適用期限が2年延長されます。また、いわゆる雇用促進税制(雇用者数の増加)については、適用期限をもって廃止されます。

⑨ 海外投資損失準備金制度の延長(p.108)

海外投資等損失準備金制度の適用期限が2年延長されます。

⑩ インフラファンドの税制優遇措置の延長(p.111)

投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置について、対象となる再生可能エネルギー発電設備を太陽光、風力、水力又は地熱を電気に変換する設備及びその附属設備に限定した上で、再生可能エネルギー発電設備の取得期限(現行:2026年3月31日)が5年延長されます。

(2) 中小企業税制

① 中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)の拡充(p.100)

増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除率の特例(最大控除率17%)および控除税額の上限の上乗せ特例(10%上乗せ)の適用期限が3年延長されます。また、控除限度超過額について、3年間の繰越ができます。

② 少額減価償却資産の即時償却の見直し等(p.100)

中小企業者等の少額減価償却資産の即時償却について、対象資産の取得価額を40万円未満(現行:30万円未満)に引き上げ、常時使用従業員数が400人超の法人を対象外とした上で、適用期限が3年延長されます。また、中小企業投資促進税制における工具の取得価額要件、中小企業経営強化税制における工具及び器具備品の取得価額要件等についても40万円以上(現行:30万円以上)に引き上げられます。

(3) 一般税制等

① グループ通算制度における投資簿価修正の適正化(p.102)

投資簿価修正制度における調整勘定対応金額の加算措置について、通算完全支配関係発生日以前に離脱法人の株式の譲渡をした場合の調整勘定対応金額の調整の対象となる譲渡から、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の離脱法人の株式の譲渡(いわゆるスクイーズアウト取引)が除外されます。なお、取得決議により交付を受けた上記の離脱法人の株式の価額がその譲渡をした株式の価額とおおむね同額となっていないと認められる場合は除外されません。

② 企業グループ内の取引に係る保存文書(p.100)

内国法人が関連者^{*1}との間で特定取引^{*2}を行った場合、取引関連書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、対価の額の計算明細等の取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載等がないときは、それらの事項を明らかにする書類等を取得・作成し、保存することが義務付けられます。

*1 移転価格税制における関連者と同様の基準により判定

*2 関連者が行う工業所有権の譲渡又は貸付、一定の役務提供取引

2. 国際課税

(1) 経済のデジタル化に伴う国際課税・グローバルミニマム課税(第2の柱)

■ 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(IIR)の見直し(p.132)

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、以下の見直しが行われ、2026年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されます。

項目	改正概要
移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合における調整後対象租税額の計算	<ul style="list-style-type: none">以下の繰延税金資産又は繰延税金負債がないものとして調整後対象租税額の計算を行います。 ① 国又は地方公共団体との間で締結された税額控除等に係る取決め(その税額控除等の額に係る繰延税金資産を増加させるために令和3年(2021年)12月1日以後に締結されたものに限る。)があることその他これに準ずる事由により生じた繰延税金資産 ② 法人税に相当するわが国以外の国又は地域における法令(令和3年12月1日から移行対象会計年度開始日の前日までの間に制定されたものに限る。)において、資産又は負債が時価評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債

(2) その他

① 外国子会社合算税制等の見直し(p.132)

外国子会社合算税制(CFC税制)について以下の見直しが行われ、外国関係会社の2026年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。なお、コーポレート・インバージョン対策税制においても同様の見直しが行われます。

項目	改正概要
解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設	<ul style="list-style-type: none">外国関係会社が清算部分対象外国関係会社^{*1}又は清算外国金融子会社等^{*2}に該当する場合には、特例清算事業年度^{*3}については、清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、外国子会社合算税制を適用外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常所得の金額の計算において控除することとされる金額の計算の基礎となる総資産の額、人件費の額及び減価償却累計額は、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度の前事業年度に係るこれらの金額を使用外国関係会社が清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常な水準にある資本に係る所得の金額はないものとして金融子会社等部分適用対象金額を計算国税当局の当該職員が内国法人にその外国関係会社が清算部分対象外国関係会社若しくは清算外国金融子会社等のいずれかに該当すること又はその外国関係会社の事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、上記①の適用については、その外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に、その事業年度は特例清算事業年度に、それぞれ該当しないものと推定
ペーパーカンパニー特例に係る資産割合要件	<ul style="list-style-type: none">外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定は不要

外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例	<ul style="list-style-type: none"> • 最高税率が適用されることが通常見込まれないこと等の事情により本特例を適用することが著しく不適当であると認められる場合には、本特例は適用不可とする
---	--

*1 解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前 2 年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたもの。

*2 解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前 1 年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたもの。

*3 解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から、原則として同日以後 3 年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度。

② 外国組合員に対する課税の特例の見直し(p.134)

外国組合員の対する課税の特例(海外投資家が投資組合に出資した場合の非課税措置)について、適用要件の一部の緩和等の見直しが行われます。

適用要件(一部)	改正概要
投資組合財産に対する持分割合が 25%未満	<ul style="list-style-type: none"> • 投資組合の有限責任組合員等から構成される一定の委員会を設置する投資組合の有限責任組合員の持分割合を 50%未満に引き上げ
投資組合事業に係る業務の執行等を行わない	<ul style="list-style-type: none"> • 業務の執行の承認等から除外される行為の範囲を、利益相反取引の承認等(現行:その業務の執行を行う者の自己取引等の承認等)とする
投資組合事業に係る恒久的施設帰属所得以外の恒久的施設帰属所得を有しないこと	<ul style="list-style-type: none"> • 要件廃止

3. 消費税等

(1) インボイス導入に関連する経過措置

■ 免税事業者からの課税仕入に係る経過措置の見直し(p.123)

免税事業者から課税仕入れを行った場合、一定期間について仕入税額控除ができる場合の控除可能割合の特例が 2 年延長され、適用される控除可能割合が見直されます。

[現行]

期間	控除可能割合
2023/10/1～2026/9/30	80%
2026/10/1～2029/9/30	50%
2029/10/1 以降	0%

[改正案]

期間	控除可能割合
2023/10/1～2026/9/30	80%
2026/10/1～2028/9/30	70%
2028/10/1～2030/9/30	50%
2030/10/1～2031/9/30	30%
2031/10/1 以降	0%

また、一の免税者ごとの仕入に係る年間適用上限額が、2026 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から 1 億円(現行:10 億円)に引き下げられます。

(2) 国境を越えた電子商取引に係る課税

① 消費税の少額免税制度の見直し(p.119)

特定少額資産の譲渡(通信販売の方法により税抜対価 1 万円以下で国内に輸入されるもの)が、消費税の課税対象とされます。あわせて、販売者側が特定少額資産販売事業者の登録を行って納税義務を負うことで、消費者(輸入者)にかかる輸入消費税が免税とされる措置が講じられます。この改正は 2028 年 4 月 1 日以後の取引から適用となります。

② 物品販売に係るプラットフォーム課税の創設(p.119)

国内での物品販売を行う国外事業者等に代わって、課税期間における対象取引が税込 50 億円超のプラットフォーム事業者(第 2 種プラットフォーム事業者)に納税義務を課す制度が導入されます。プラットフォーム課税の対象取引は、国外事業者による国内での物品販売と事業者による特定少額資産の譲渡のうち第 2 種プラットフォーム

ム事業者を介してその対価を收受するもので、対象取引は第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。この改正は2028年4月1日以後の取引から適用されます。

なお、既に導入されているデジタルサービスの提供に係る特定プラットフォーム事業者の名称は、第1種プラットフォーム事業者と変更になります。

(3) その他

① 暗号資産に係る課税関係の見直し(p.130)

暗号資産の譲渡(非課税)は、有価証券に類するもの(現行:支払手段に類するもの)の譲渡とされ、それに伴い課税売上割合の計算において譲渡対価の5%相当額を算入することになります。また、暗号資産の貸付についても消費税を非課税とされます。この改正は、金融商品取引法の改正の施行日の翌年1月1日以後の譲渡等から適用されます。

② 非居住者に対する不動産仲介手数料等にかかる輸出免税の見直し(p.131)

非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等について、消費税の輸出免税の適用対象から除外されます。2026年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます(2026年3月31日までに締結した契約に基づく場合を除く)。

4. 個人課税等

(1) 所得課税

① 基礎控除の引上げ(p.32・33)

基礎控除について、2026年分より合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が62万円(現行;58万円)に引き上げられます。源泉徴収については2027年分より適用されます。

また、基礎控除等の特例として、各年度について以下の金額が加算されます。

年度	合計所得金額	加算額
2026年分および 2027年分	① 489万円以下の場合 ② 489万円超655万円以下の場合	① 42万円 ② 5万円
2028年分以後	132万円以下の場合	37万円

② 給与所得控除の最低保証額の引上げ(p.32・33)

給与所得控除の最低保証額が、2026年分より69万円(現行:65万円)とされます。源泉徴収については2027年分より適用されます。また、給与所得控除最低保証額の特例として、2026年分および2027年分について5万円が加算されます。

なお、上記の①と②の改正により、いわゆる103万円の壁は178万円の壁となります。

給与収入178万円 - 給与所得控除(最低保証69万円+加算5万円) - 基礎控除(原則62万円+特例42万円)=課税所得ゼロ

③ ①と②に伴う所要の措置(p.33)

①と②の改正に伴い、2026年分より同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件、勤労学生の合計所得金額要件などが引上げられます。

④ 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化(p.55)

特定の基準所得金額の課税の特例について、基準所得金額及び税率が見直されます。2027年分以後の所得税について適用されます。

特例の概要	
現行	• $(\text{合計所得金額} - 3.30 \text{ 億円}) \times 22.5\% > \text{通常の所得税額}$ の場合に差額分を課税
改正案	• $(\text{合計所得金額} - 1.65 \text{ 億円}) \times 30.0\% > \text{通常の所得税額}$ の場合に差額分を課税

仮に、所得全てが分離課税(15%)の場合、年間所得約3.4億円から追加負担が生じることになります。

⑤ 住宅ローン控除の延長および拡充(p.34)

住宅ローン控除制度の適用期限が5年延長(原則2030年末の入居分まで)されます。認定住宅等の新築の場合で最大で借入限度額4,500万円・控除率0.7%・控除期間13年となり、中古取得の場合は最大で借入限度額3,500万円・控除率0.7%・控除期間13年となります。認定住宅等でない場合は、借入限度額2,000万円・控除率0.7%・控除期間10年となります。特例対象個人(いわゆる子育て世帯)の場合は、認定住宅等の場合の借入限度額最大で5,000万円まで上乗せされます。

また、対象となる住宅の床面積要件について、原則40m²以上(現行:原則50m²以上)に緩和されます(合計所得金額が1,000万円以下超の場合は不適用)。

⑥ NISAの拡充(p.48)

非課税口座(NISA)について、18歳未満でも口座開設が可能となり、2027年から未成年者特定累積投資勘定(未成年つみたて投資枠)が設定できるようになります。投資対象は一定の投資信託に限られますが、年間投資枠は60万円、限度額600万円までの投資を非課税で行うことができるようになります。積立投資額は、原則として18歳以上にならないと引き出すことはできませんが、12歳以上のときは災害により自宅が全壊した場合や学校の入学金や授業料などの教育資金を支払う場合においては、非課税で引き出すことができます。

また、特定累積投資勘定(つみたて投資枠)の対象となる投資信託の受益権等の範囲を拡充する等の見直しも行われます。

⑦ 暗号資産の譲渡所得等の分離課税化(p.52)

特定暗号資産(金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等)を暗号資産取引業者に対して譲渡等した場合の譲渡所得等について、20%(所得税15%、個人住民税5%)の分離課税とされます。また、損失が生じた場合は、一定の要件の下で3年間の繰越控除が可能となります。適用開始日は、金融商品取引法の改正の施行日の翌年の1月1日となります。

⑧ 総合課税の対象となる社債利子の範囲(p.54)

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人(以下「特定法人」という。)が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合※、総合課税の対象とされます(社債の償還金についても同様)。この改正は2026年4月1日以後の支払利子等について適用されます。

※「特定法人が発行した社債に係る債務についての同族会社による保証の契約その他の契約の内容その他の状況からみて、同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合」をいいます。

⑨ 自動車通勤手当や食事補助にかかる非課税限度額の引き上げ(p.58・60)

自動車通勤手当や使用者による食事補助について、非課税限度額が引き上げられます。

項目	現行	改正案
自動車等の通勤手当		[5段階制] • 片道55km以上: 38,700円

	[一律] • 片道 55 km以上: 38,700 円	• 片道 65 km以上: 45,700 円 • 片道 75 km以上: 52,700 円 • 片道 85 km以上: 59,600 円 • 片道 85 km以上: 66,400 円
駐車場利用	一	月額 5,000 円
食事補助	月額 3,500 円	月額 7,500 円
深夜勤務食事補助	一回 300 円	一回 650 円

⑩ 公的年金等控除額の上限(p.59)

2027 年分より給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額の上限が 280 万円とされます。

⑪ ふるさと納税の上限(p.62)

ふるさと納税について、個人住民税における特例控除額の上限が 193 万円(現行:上限なし)とされます。給与収入 1 億円相当で上限に達するものであり、2028 年分の個人住民税(寄附は 2027 年分)から適用されます。

(2) 資産課税

① 貸付用不動産の財産評価の適正化(p.82)

被相続人等が課税時期前 5 年以内に購入又は新築をした一定の貸付用不動産については、通常の取引価額に相当する金額(課税上の弊害のない限り、取得価額を基礎として地価変動を考慮して計算した価額の 80%に相当する金額)によって評価することになります。2027 年 1 月 1 日以後に相続等により取得する財産の評価に適用されますが、5 年前から自己所有している土地に新築をした家屋には適用されません。

商品として小口化された貸付用不動産(不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産)については、取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額(課税上の弊害のない限り、事業者等が示した適正な処分価格等を参考した評価額)によって評価されることになります。2027 年 1 月 1 日以後に相続等により取得する財産の評価に適用されます

② 事業承継税制における計画提出期限の延長(p.65)

法人版事業承継税制における特例制度について、特例承継計画の提出期限が 2027 年 9 月 30 日(現行:2026 年 3 月 31 日)まで延長されます。また、個人版事業承継税制の個人事業承継計画の提出期限は 2028 年 9 月 30 日(現行:2026 年 3 月 31 日)まで延長されます。

③ 教育資金の一括贈与に係る非課税措置の廃止(p.65)

教育資金の一括贈与に係る非課税措置については、2026 年 3 月 31 日の適用期限をもって廃止されます。なお、廃止前までに拠出された金銭等については引き続き継続適用が可能です。

5. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

(1) 防衛特別所得税の創設(p.136)

防衛特別所得税として、基準所得税額について 1% の課税が行われます。2027 年分から課税が開始され、終了時期は示されていません。

(2) 復興特別所得税の改正(p.136)

復興特別所得税の税率が 1.1%(現行:2.1%)に引き下げられます。課税期間の終了時期は 2047 年分(現行 2037 年分)までに延長されます。

The takeaway

今後においては、2026 年 3 月までの年度内成立に向けて、閣議決定後の「令和 8 年度税制改正の概要」の公表、来年召集される通常国会において税制改正法案の提出等が行われることが見込まれます。2026 年度税制改正については、今後の状況に応じて、続報ニュースレターでもお伝えしていく予定です。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email:jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

マネージング・ディレクター

ディレクター

浅川 和仁

鬼頭 朱実

山田 盛人

ディレクター

シニアマネージャー

朝倉 雅彦

白井 浩

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwCは、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 136カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.